

お客様各位

丸三証券株式会社

丸三ファンドラップサービス口座約款
変更のお知らせ

平素より、丸三ファンドラップサービスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
この度、丸三ファンドラップサービス口座約款について、下記の通り、変更させていただきます。
内容についてご確認いただき、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 変更の概要(下線部変更箇所)

現行	変更後
第4条（丸三ファンドラップサービス口座の開設） 1．（略） 2．お客様は、「丸三ファンドラップサービス口座設定申込書」、「丸三ファンドラップサービス投資一任契約書」および当社が必要と認める全ての申込手続きに必要事項を記載し署名の上、当社営業部支店に提出しなければ、本口座開設の申込みを行うことができないものとします。 3．（略）	第4条（丸三ファンドラップサービス口座の開設） 1．（略） 2．お客様は、「丸三ファンドラップサービス口座設定申込書」、「丸三ファンドラップサービス投資一任契約 <u>申込書</u> 」および当社が必要と認める全ての申込手続きに必要事項を記載し署名の上、当社営業部支店に提出しなければ、本口座開設の申込みを行うことができないものとします。 3．（略）

2 変更日

2026 年 7 月 27 日

3. その他

今回の変更についてご異議がある場合は、弊社でお取引いただいている各営業部支店・営業所へご連絡ください。

以上